

生徒との信頼関係をはぐくむ「仕掛ける」健康相談

北海道札幌啓成高等学校 養護教諭 池 下 美由紀

1 はじめに

平成20年、学校保健法の一部改正が行われ、学校保健安全法が平成21年4月1日に施行された。児童生徒等の多様な健康課題に組織的に対応する観点から、従来、学校医・学校歯科医が行うとされていた健康相談については、養護教諭、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、担任教諭等の関係教職員の積極的な参画が求められ、同法第8条に、「学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。」と明確に位置づけられた。

健康相談は、基本的に、健康診断の結果継続的な観察指導を必要とする者や保健室等での児童生徒の対応を通して健康相談の必要があると判断された者、あるいは健康相談を希望する者などを対象に、計画的にあるいは随時行われるものであるが、本校では新入生全員を対象に、「かかわりづくり」を重点の一つにした健康相談の実施を試みた。

2 新入生全員を対象とした健康相談を計画し、実施した背景

本校は、1学年8クラス、全校生徒数約950名の大規模校で、養護教諭は複数配置である。

学校事情にもよるが、大規模校では特に、宿泊行事や健康診断で接することはあっても、卒業まで一度も保健室に来室することなく、かかわる機会もないまま通り過ぎていく生徒が多く存在する。この健康相談は、保健室に自主的に来室する生徒にはもちろんのこと、ほとんど来ることがない、あるいは来にくい生徒に対しても、保健室は何

かあったら「いつでも」、「だれでも」利用することができる「場所」であり、何らかの対応をしてくれる「人（養護教諭）」がいることを伝える大切な機会となると考えた。

3 健康相談の実際

心身の健康実態の把握のため毎年度始めに実施する保健調査や定期健康診断結果を基に、6月から9月にかけて実施した。

(1) 実施計画

まず、新入生全員を対象に健康相談を実施したい旨を1学年担任会で提案し内諾を得た。目的を「定期健康診断結果や保健調査票から健康状況を把握し、必要と思われる相談指導を行うとともに、短時間のかかわりでもよりよい人間関係づくりのきっかけとなるようにする。」と明示した実施要領を配付した。

昼休みと放課後の時間帯に、1クラス40人を5日間で割り振った。

(2) 問診事項

ア 保健調査票記載事項の確認

- ① 自覚症状の有無
- ② 治療・観察中の疾病や外傷・障害の有無
- ③ アレルギーの有無
- ④ 身体症状と心の健康状態の関連
(食事、睡眠、おなかの調子)

イ 定期健康診断結果と関連事項の確認

- ① 視力及び聴力
- ② 身長と体重のバランス
- ③ 運動習慣
- ④ 運動器の異常の有無

ウ 学校生活への適応

4 健康相談の成果と課題、改善の視点

(1) 成果

ア 健康実態の把握にとどまらない生徒理解の深化

生徒理解は、主観的理解から客観的理解へ、さらに共感的理解へ深めていくことが必要であるが、これを学校保健活動で考えると、日常の健康観察(主観的)、保健調査や健康診断結果データ(客観的)、健康相談(共感的)となる。

健康相談では、健康問題だけではなく、学習問題や対人関係・コミュニケーション問題なども見えてくることもある。直接的な情報提供や助言も行うが、担任等と連携し、問題解決に向けてリファーしたり環境調整を図ったりすることができた。

健康相談をとおして生徒を多面的に総合的に理解することは、養護教諭と生徒の好ましい人間関係を築く過程となるとともに、生徒が自分の健康課題や問題に気づき、これまでの生活が健康のために好ましいものであったかどうかの自己評価を促す機会となることが確認できた。

イ 個別の保健指導や継続的な健康相談への移行・発展

養護教諭の行う健康相談の目的は、健康問題の解決と学校生活への適応についての支援である。今回取り組んだ健康相談では、タイムリーな指導や相談ができた一方で、一人当たりの設定時間が短いため、問題をともに考え解決法を探るところまで深められず、改めて相談の機会の設定が必要な場合もあった。それがむしろ継続的なかわりにつながり、その後のフォローがしやすくなったケースもあった。

(3) 課題と改善の視点

ア 学校保健計画への位置付け

健康相談は学校保健活動の一環として位置づくものであることから、学校保健計画に盛り込み、計画的に実施することが大切である。

イ 保健調査票の見直しと充実

保健調査は、健康診断を的確かつ円滑に実施するために行うものとされているが、健康相談の実施に当たっても健康に関する基礎情報の把握に大きく役立つ。

平成26年4月、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成26年度文部科学省令第21号)が公布され、平成28年4月から健康診断の検査項目などが変わることになった。平成26年3月の「学校保健委員会答申」で例示されているものなどを参考にしながら、保健調査票の項目を整理・追加し内容の改善・充実を図る必要がある。

ウ 記録の工夫とその活用

健康相談に関する記録は、叙述(文章)形式にまとめることが多いが、一日に複数の生徒を呼び出して行う健康相談では、取りあえず付箋やノートに要点を記録し、後で整理するなどの工夫が必要となる。

記録を適切に行うことで、生徒の健康問題やその背景を分析することができ、次の対応に生かすことができる。記録を積み重ねることのできる個人カルテの情報を適切に管理し、生徒理解と支援を重ねていくことが大切である。

5 おわりに

健康相談は保健管理であり、保健調査、健康診断と事後措置、健康観察、救急処置など様々な活動場面から始まることもあれば、それらと並行して、またその延長線上で行われていく。

児童生徒の自己解決能力を育み、健全な発育発達に寄与する健康相談を進めるに当たっては、「見立てる力」、「かかわる(支援する)力」を磨くとともに、校内外の関係者・関係機関等と「つながる力」が求められており、今後も研鑽に努め、実践に生かしていきたい。